

産業廃棄物の減量化や再生利用等に関する研究開発テーマを募集します

— 令和6年度 島根県産業廃棄物3R技術開発事業費補助金 —

島根県商工労働部産業振興課

ポイント

★自ら産業廃棄物を排出する事業者以外でも県内に事業所を有し、産業廃棄物の減量化等に関する研究開発を行う事業者等であれば申請が可能です。

★研究開発に使用する設備等のみ補助対象となるものであり、本補助金により購入した設備等は通常事業など、研究開発以外の目的で使用することは原則としてできません。

■ 目的

産業廃棄物の循環的な利用等の促進により、産業廃棄物の発生抑制、減量化や産業活性化を図る

■ 事業概要

内 容：産業廃棄物の発生の抑制・減量化又は再生利用に関する技術の研究開発、産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を行う経費の一部を補助

対 象 者：県内に事業所を有する事業者及び構成員の1/2以上が県内事業者である法人格を有する団体

対象経費：原材料費、構築物費、機械装置費及び工具器具費、外注加工費、技術指導受入れ費、委託費、謝金・旅費、研究会開催費 等

補 助 率：事業費（補助対象経費）の2/3以内

補助限度額：＜研究開発枠＞ 100万円以上500万円以下の額
＜FS（可能性試験研究）枠＞ 200万円以下の額

事業期間：交付決定日から令和7年2月28日まで（単年度事業）
ただし、研究開発枠については研究の性質上、事業期間がやむを得ず複数年度になり、審査会で事業計画が承認された場合は複数年度事業が認められる場合があります。その場合でも、補助金上限は500万円、各年度に補助申請及び審査が必要であり、また県予算の状況によっては継続できないこともあります。

申込期限：令和6年6月28日（金）まで
※申込みの都度、審査を実施。審査は申込みからおおむね1ヵ月以内を想定。
※予算の上限に達した場合、申込受付を終了。

問い合わせ：＜出雲地域・隠岐地域の方＞
島根県商工労働部産業振興課 総務企画係
TEL：0852-22-6221 FAX：0852-22-5638
＜石見地域の方＞
島根県西部県民センター 商工観光部 商工振興課
TEL：0855-29-5649 FAX：0855-22-5306

HP(要綱、様式)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/3rgijyutsu/3rgijyutsu.html>

■ 支援事業の連携イメージ

産業廃棄物3R技術開発事業費補助金

[産業振興課]

・内 容：研究開発補助

・補助率：2/3

＜FS(可能性試験研究)枠＞

＜研究開発枠＞

産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金

[廃棄物対策課]

・内 容：設備整備補助

・補助率：1/3

可能性試験段階

研究開発段階

事業化段階